

武蔵野市水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の  
一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和4年9月1日

提出者 武蔵野市長 松下 玲子

武蔵野市水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

武蔵野市水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和35年9月武蔵野市条例第21号）の一部を次のように改正する。

次の表中、改正前の欄の下線が引かれた部分については、それぞれ対応する説明の欄に掲げる改正を行い、改正後の欄の下線が引かれた部分とする。

次の表中、改正後の欄にのみ下線が引かれた部分については、対応する説明の欄に掲げる改正を行う。

改正前	改正後	説明
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員で常時勤務に服する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第28条の5第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 職員で常時勤務に服する者及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）<u>第22条の4第1項</u>に規定する短時間勤務の職を占める職員（以下「<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>」という。）の給与の種類は、給料及び手当とする。</p> <p>2及び3 (略)</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の追加</p>
<p>(再任用職員についての適用除外)</p> <p>第17条の2 第4条、第5条の2及び第13条の規定は、<u>地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員</u>には適用しない。</p>	<p>(<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>についての適用除外)</p> <p>第17条の2 第4条、第5条の2及び第13条の規定は、<u>定年前再任用短時間勤務職員</u>には適用しない。</p>	<p>字句の改正</p> <p>字句の改正</p>
<p>付 則</p> <p><u>この条例は、公布の日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。</u></p>	<p>付 則</p> <p>1 <u>この条例は、公布の日から施行し、昭和35年10月1日から適用する。</u></p> <p>2 <u>職員（定年前再任用短時間</u></p>	<p>付則の改正</p>

	<p><u>勤務職員及び地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された者を除く。）が60歳に達した日後における最初の4月1日以後、当該職員に適用される給料については、武蔵野市一般職の職員の給与に関する条例（昭和26年2月武蔵野市条例第7号）附則第6項及び第7項の規定の例により管理者が別に定める。</u></p>	
--	---	--

付 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。  
（定年退職者等の再任用に関する経過措置）
- 2 地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）附則第6条第1項又は第2項の規定により採用された職員は、改正後の武蔵野市水道部企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（以下「新条例」という。）第2条第1項に規定する定年前再任用短時間勤務職員とみなす。
- 3 新条例第17条の2の規定は、改正法附則第4条第1項又は第2項の規定により採用された職員について準用する。

（提案理由）

地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号）の施行による地方公務員法（昭和25年法律第261号）の改正を踏まえ、所要の改正をするものである。